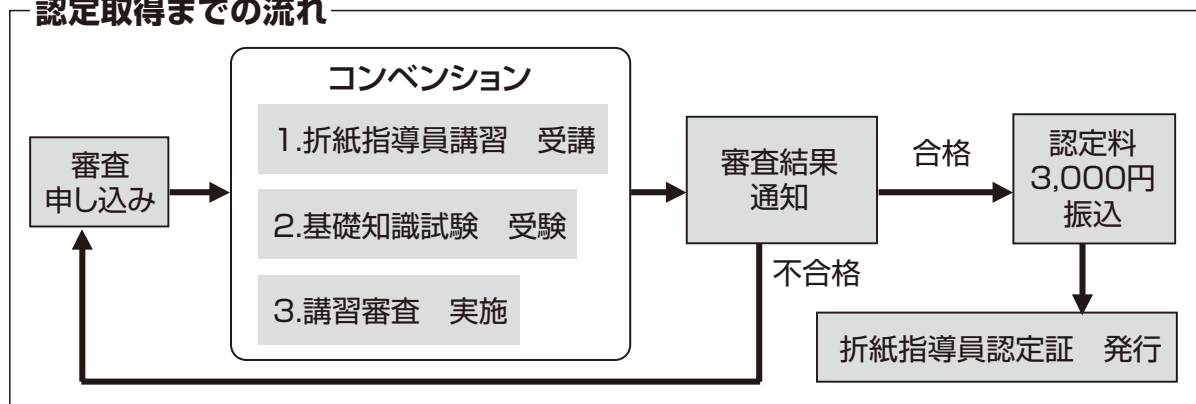


折紙指導員認定制度について

この制度は、折り紙の普及に広く寄与する人材育成のため、日本折紙学会が、以下の要件を満たした者を認定しようというものです。

- 1) 日本折紙学会第27期(2016年4月～2017年3月)会員であること(購読のみの方は対象となりません)。
- 2) 折紙探偵団コンベンションで実施する「指導員講習」を受講すること。
- 3) 折り紙を指導する技術と知識が一定水準であること。
 - ・ 折り紙を指導する技術と知識が一定水準に達していることを判定するため、評議員が講習を審査します。
 - ・ 受講者から、講習に対する簡単なアンケートを取らせていただき、審査資料とします。
 - ・ 完璧な講習のみが審査合格の条件ということではありません。
 - ・ コンベンション中に実施する折紙指導員講習内の、折り紙基礎知識試験を受けてください。
- 4) 認定料3,000円を支払うこと(取得2年後からは、更新料が1年毎1,500円がかかります)。

認定取得までの流れ



きりとせん

日本折紙学会折紙指導員認定審査申込用紙

今回、折紙指導員認定審査を申し込まれる方は、「第9回折紙探偵団静岡コンベンション」に参加をされる方に限ります。審査希望の方は、この申込書と一緒に「コンベンション講師申込書」を必ずお送りください。

受理番号	
●フリガナ	
●氏名	
●フリガナ	
●住所 〒(-)	
●電話	●Fax
●E-mail	
◆講習作品名	◆作品創作者(アレンジの場合原作者も明記)